平成２２年（フ）第２１３号
静岡市葵区安倍口団地６番８―297号、旧住所静岡市葵区与一４丁目12番28号
債務者　近藤　礼子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４８号
静岡市清水区高橋３丁目９番35―209号
債務者　岡本　宏美（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２８号
静岡県藤枝市田沼２丁目18番26号　平井アパート７号室
債務者　野々下順子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６２号
静岡市駿河区寺田116番地の４　ジュネスＫ201号
債務者　井林めぐみ
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１号
静岡市駿河区桃園町19番９号　下川原団地９棟507号
債務者　瀧井　　浄
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８３６号
神奈川県川崎市宮前区土橋２丁目16番18号プチハウス102、破産開始決定時の住所さいたま市緑区芝原３丁目30番地11
破産者　堀越商事こと　堀越　裕一
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
埼玉県蕨市中央１丁目９番８号　野口ビル201号
破産者　小坂　誠夫
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９８号
静岡市清水区江尻町８番８号、開始決定時の住所静岡市清水区江尻町８番１号
破産者　杉山　　強
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１００号
熊本県玉名郡長洲町大字腹赤996番地２
破産者　中込　治言
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１４５号
熊本県玉名郡長洲町大字腹赤1028番地３
破産者　村本　和明
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第３号
熊本県玉名郡長洲町大字腹赤1028番地３
破産者　村本千代美
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第８６号
静岡市駿河区桃園町19番４号　下川原団地４号棟404号、旧住所静岡市駿河区高松2963番地の１　ラフォーレ・ビラ高松508号
破産者　奥野　照雄
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７号
静岡市駿河区桃園町19番４号　下川原団地４号棟404号、旧住所静岡市駿河区高松2963番地の１　ラフォーレ・ビラ高松508号
破産者　奥野ひさ子
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８号
秋田県能代市字豊祥岱１番地106
破産者　大越　忠利
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３１号
群馬県太田市大原町1878番地
破産者　青木　延一
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３５０号
神奈川県藤沢市大庭5682番地の６　パークサイド駒寄３―719
破産者　石原　利彦
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５９５号
川崎市高津区野川3916番地　市営住宅１―509
破産者　野中　　忍
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係